

元代の検校官について

——遷転面から見た——

片桐 尚

はじめに

中国は古代より高度な官僚制を構築してきたが、こうした官僚制度を安定的に維持運営するためには、定期的な人事異動制度——遷転——の確立は必要不可欠である。しかしながら、中国史の中でも特異な時代とされるモンゴル元朝の官僚制度研究においては、この方面での研究の蓄積は未だ乏しい。元代官僚制の最大の特徴の一つである吏員の昇進制度については、牧野修二氏や許凡氏によるまとまった著述があり^①、それ以外にも個別のポスト単位での任用について検討した論考もいくつが存在する^②。しかしながら、元代の遷転構造の体系的把握のためには、さらなる実証的作業を積み重ねる必要が存在するであろう。

筆者はこれまで元代吏員の最高位に位置する省掾や、中書省・樞密院・御史台中の中央三大衙門で実務を担当する首領官である都事といったポストに焦点を充て、その昇遷の実態について若干の整理を行った^③。本稿は、こうした銓選制度研究の一環として、「検校官」なる官職の昇進コース上の位置について、考察を行うものである。検校官とは、中央の中書省や地方の行中書省に設置された官職である。この検校官について記している史料は決して多くはなく、これまで張帆氏や李治安氏によって、設置年代や員数、職掌について概要が述べられてはいるに止まる^④。本稿で問題とする遷転面については、管見の限り言及した論考は存在しないようである。検校官が遷転面でのような意味を保持していたのか、またその背景に存在するものは何なのかを検討し、元朝の官僚配置の構造の一端を解明することが、この小論の目的である。

一 検校官の概要

検校官の人員構成や職務については、先述したように張帆氏や李治安氏によって簡単な説明がなされている。ここでは両氏の説明に依拠しつつ、検校官の概要について改めて確認を行っていききたい。

『元史』卷八五、百官志一、中書省掾屬条に、

検校官四員、正七品。掌檢校左右司・六部公事程期・文牘稽失之事。書吏六人。大徳元年置。

とある。大徳元年（一二九七）に設置され、品秩は正七品、正官四人、吏員たる書吏六人で構成され、中書省の下部機関である左右司や六部の案件処理期限・文書の不備を検査することがその職責であると記されている。

しかしながら、設置年代や人員数については、この百官志の記載は不正確である。張帆氏が指摘されるように^⑤、『道園類稿』卷二六、「中書省檢校官序壁記」に、

中書省檢校官者、至元二十八年、尚書省以戸・工二部管繕出納之繁、奏設是官以覈其程書。官二員、吏四人。其署在省之東偏。三十年、奏増為四員、吏六人。

として、至元二八年（一二九一）に設置され、当初は正官二人・吏員四人で構成されたが、至元三〇年に正官四人、吏員六人に増員されたと記載されている。この記載を傍証するものとして、『元史』卷一六、世祖本紀一三、至元二八年八月己巳条に、

置中書省檢校二員、秩正七品、俾考覈戸・工部文案疏緩者。

とあり、これらの記載から、検校官は至元二八年に置かれ、当初は正官一人、吏員四人で出発したが、至元三〇年ごろに増員され、以後それが定制になったと考えられる。

なお、行省検校官については、『元史』卷九一、百官志七、各省屬官条に、

検校所、検校一員、従七品、書吏二人。

とあるが、これも李治安氏が指摘されるように、実際は検校官の人数は二名であったようであり、ここでも百官志の記載は訂正されねばならないだろう。

次に、検校官の職責について具体的に検討していこう。先に用いた『道園類稿』『中書省検校官序壁記』には続けて、

分督省左右司・六部及架閣・倉庫文字之稽滯乖違者而糾正之。其官吏從東西曹閣公牘、還就署決事。……於文史無不得察視者、惟檢校官為然。

と記載され、『元史』百官志の記載にある左右司や六部以外に、架閣庫や各種倉庫の文書の処理期限の遅滞・不備をチェックして是正し、文書で察視しないものは無いとする。また、『玩齋集』巻七、「福州行省検校官序壁記」に、

檢校悉得録其繆愆、稽考以為重輕、上幕府、議一不合、則吏抱成案、往來力爭可否、不得則檢校並上堂、立具列卷、前後反覆辨論、必如律令乃已。其職任之重若此。

とある。検校官が文書の錯誤を発見してそれを幕府（中書左右司）に報告した時、疑義が存在したら吏員が文書を持参してきて検校官と可否を議論し、それでも吏員が納得しなかった場合は、検校官と吏員とが共に行省の堂庁に行き、当該の文書を並べて繰り返し議論を行ない、必ず法規の通りに処理して決着する。さらに、近年公刊がなされた『至正条格』（韓国学中央研究院編、二〇〇七年）巻二、断例、職制、「関防吏弊」条には、

泰定四年八月、刑部議得、「吏部員外郎・主事、職專稽考案牘。凡諸官員給由、并庇叙人員告滿、置簿勾銷、主事拾日壹查勘、員外即日終審校、次月初五日已裏、具檢過名件、報檢校官、擬定程限查照、若有因循廢弛、檢校官呈省区処、（下略）

とあり、任期満了証明書たる解由の発給など、官僚の交代に関わる案件については、文書を作成して処置が終了した者は名簿から抹消していき、主事は一日に一度点検し、員外郎は月末に検査し、次の月の五日までに検査を終えて検校官に報告し、検校官は業務の処理期限を検査し、もし怠慢が存在すれば、検校官は中書省に報告して処置するとある。こうした史料からは、検校官を巡る中書省・行省の文書処理の具体的な様相の一端を知ることができる。

もつとも、検校官の役割はこうした事務処理のみではなかったようであり、『至正条格』巻二、断例、職制、「迷失卷宗」条には次のようである。

延祐元年五月、中書省検校官呈、「比年以来、省部当該人吏、將已報檢校文卷、

不為用心收掌、致有迷失。必須停俸檢尋、動經歲余或貳參年、不能得見。其當該人吏、止因已停俸給、故不檢尋。又行僥倖、經營差使、或別凶陞、或至考滿、纔方貴出元失文卷、於内檢校得稽遲者有之、冒濫差錯合改正者有之。遷延歲久、屢蒙恩宥、事雖改正、罪亦積免、却將元停俸秩、總行兜支、実与不停無異、長惡滋姦、莫甚於此。參詳、吏員具報応合檢校文卷・簿籍・事目、先取不致迷失漏落結罪文状、次委員外郎・首領官各壹員、提調查勘、別無迷失漏落、開呈那省、判送檢校。如至時檢校得、却有迷失卷宗、即將見役者、罷役檢尋、歇下名闕、別行發補。已除者選官替代、到選者不許銓注、直候檢尋元失卷宗得見、至日方聽補用。當該書写・典吏、亦行停役補替、元管貼書、開除名役、杖限檢尋。仍將提調官并首領官、驗事輕重責罰、庶望知畏、為例遵守。」都省議得、「迷失卷宗、内外諸衙門、即係一体、依上施行。」

近年省部の吏員が文書の保存に用心をなさず、そのため文書が紛失するケースが頻発し、さらにその場合本来は当該吏員の俸給を停止して捜索させるが、一年あるいは二・三年を経ても発見することができない。しかしそれでも恩赦を蒙って罪は許され、停止されていた俸給は全て支給され、実際は俸給が停止されていないのと変わらない事態が、検校官によって問題視された。そこで対策を検討し、吏員が検校所に提出して検査を受けるべき文書や帳簿、内容のダイジェストについては、まず紛失や遺漏がないという保証書を取り、次に員外郎・首領官各一員に検査を担当させ、別に紛失や遺漏が存在しなければ、箇条書きにして中書省に上呈し、検校所に送付する。もし検査して錯誤や紛失が存在した場合、現役・已除・到選の吏員それぞれについて職務停止・交代等の処分を科し、紛失した文書を発見するのを待つて再度の任用を許す。書写や典吏・貼書についても職務停止・交代を行い、貼書については期限を決めて文書を検索させる。なお文書管理を担当する正官・首領官についても責任を問うことを求め、この提案は裁可されるに至った。また『元典章』二一、戸部巻七、錢糧、支、「錢糧数目以零就整」条には、

大德十一年正月、江浙行省掇本省檢校官呈、「會驗近奉省府劄付、『准中書省咨、戸部呈、【中統宝鈔以貫為兩、以十文為分、已下別無厘鈔。至元宝鈔貫至五貫為止、子母相權、通行流轉。今照得、各道宣慰司・隨路官府・各衙門申闕、遇有收支、多係中統宝鈔、往往照依物價分例扣算、至有分以下厘毛絲忽微塵、不惟繁繁、实是虛文而已。擬自今後凡有收支物、折中統宝鈔積算到總數、若至五厘取作一分、

五厘以下削去。如至元宝鈔、若至五毛收作一厘、五毛以下亦以去除。】都省准呈、請依上施行。』⁹ 除外、今檢校各処申呈、一応收除錢糧卷宗内、往往紐折物価於厘毫之下、復有絲忽微塵、抄撮圭粒等數、不惟虛繁數目、抑且文繁。宜從省府、再行合屬、照依元行事理、去零就整、庶望事体歸一、不致虛繁。』今拋見呈、仰照驗施行。

とある。江浙行省檢校官が行省に上呈し、各官府からの財務報告を点検した際に、公定で定められている額面以下の貨幣単位で換算が行われている現状を問題視した。そのため以前に中央から通達された対策案を再確認しながら、改めてこれに依拠して計算を行うよう進言している。

さらに、江浙行省檢校官として松江府に対する田糧の増税に反対する議案を作成した、王良のような事例もある。議案の内容の詳細や社会的・歴史的背景については植松正氏が詳説されているのでそれを参照されたいが、その概要について言えば、松江府の富民がしばしば脱税を行なっているという中央になされた告発に端を発した事案に対し、王良は江浙行省の命を受け現地調査を行なって報告書を作成し、結果として松江府に対する増税案は中止されるに至った。

以上の事例から察するに、檢校官は文書や行政事務の進捗状況を点検するだけでなく、それによって摘出された問題に対して、対策案を提示することもその職責に加えられ、また臨時に派遣されて現地調査を行ない、自己の意見を開陳することも可能であったようであり、単なる事務官以上の存在に位置づけられていた事実を伺うことができる。

このように、檢校官は中書省・行省の機構の中で相応の権限を保持し、位階は正・從七品と下位ながら、実質的な地位は高かったようである。例えば、しばしば挙げられている『道園類稿』「中書省檢校官序壁記」の文中には、

其于宰相、有奇乎耳目之明、有託於心膂之密。而望高職清、又有若賓客之優游者焉、蓋他官莫之及也。

として、宰相は檢校官を股肱・腹心とみなし、また賓客のようであることは他の官が及ばないものであるとしている。さらに『至正集』卷五九、「故嘉議大夫東昌路總管兼本路諸軍奧魯總管內勸農事邢公墓誌銘」には、

檢校覈六部稽謬、非健者不授。

とあるように、檢校官には精強な者でなければ充てないと述べられている。文集の記事

載であるから多少の文飾は存在するかも知れないが、檢校官には相応の器量を持つ人物が充てられ、重要な役割を果していた官職であったということは、認められるであろう。

二 中書省檢校官任官者の遷転の特徴

本節では、管見の限りで採集できた中書省檢校官就任者の遷転傾向について、分析を加えていく。なお、行省檢校官については、今回は考察の対象から外している。

中書省檢校官就任者二八人の任官年代・前任官・転任先・典拠を一覧にしたものが附表である。採録の基準は、前官・転任先のいずれか一方でも判明している人物としている。配列は檢校官に任官したと思われる年代順である。

まず前任官について言えば、前職が判明している二六人中最多を占めるのが六部主事の九人である。以前拙稿でも多少触れたが、主事は六部に置かれた首領官であり、その職務は文書処理を中心とした実務である。主事以外の就任官は多岐に渡っているが、司計・司程や都事・管勾・照磨といった文書を扱う実務系官職からの転任が多いようである。これについては、檢校官の職務が文書の点検とそれによって派生する政務処理期限の監督という、実務職が濃いものであることから、こうした官職との連続性は当然とも言える結果ではある。附表には掲載していないが、実際、中書省檢校官就任者は馬世徳や成遵といった進士出身者、また神保や全普庵撤里といった非漢民族出身者もいるが、他は吏員からの叩き上げ、その中でも吏員体系の要といえる按察司（廉訪司）書史や省掾経験者が多数を占めており、実務に秀でた人物を採用しようという意図が窺える。

次に転任先に目を転じてみると、非常に明確な特徴を看取することができる。転任先が判明している二六人中一三人、半数が監察御史に転出している点である。

監察御史は、以前に拙稿でも度々指摘したことだが、遷転面において有利な地歩を占める官であり、このポストに任命されることは、将来の栄達をかなりの程度見込める立場にあることを意味していた。試みに、中書省檢校官から監察御史へ移った者のその後の昇進経路（監察御史を起点として次任、判明している場合はその次まで、監察御史以降の転任先が不明な韓希孟は除外）を確認すると次のようになる。

○趙思魯……枢密院都事↓枢密院經歷 ○王文若……戸部員外郎↓礼部員外郎 ○馬繩武……中書右司都事↓刑部郎中 ○成遵……刑部員外郎↓陝西行省員外郎 ○賈

魯……御史台都事↓山北廉訪副使 ○李思敬……嶺南広西道肅政廉訪副使 ○神保……僉浙東海右道肅政廉訪司事 ○程徐……御史台都事 ○周浩……僉閩憲↓福建行中書省左右司郎中 ○全普庵撤里……広東廉訪使↓兵部尚書 ○張策……僉海西肅政廉訪司事↓中瑞承奉使 ○邢温……戸部員外郎↓左司都事

大別すると、廉訪司僉事等の地方監察官系統と、中書省・樞密院・御史台の中央三大衙門の都事や六部の員外郎といった、中央の実務系官職を中心に回る傾向が存在するようである。省・院・台の都事もまた人事交流上監察御史と緊密な関係を有し、位階は正七品と低いものの、その職掌は文書処理のみに止まらないものがあり、また昇遷面においても優位な位置に立つ官界の要路と目されたポストである。こうした点から見れば、中書省検校官への就任は、エリートコースへの入り口に立ったものともみなすことが可能である。

なお、任官年代に着目してみると、転出先としての監察御史は任官年代が不詳なものを除き、全員が至治年間以降（一二三二〜）に集中している。さらにそれらの中で、前任官が主事であった者は五名を数える。抽出できた人数が少ないため、このみの事例では断言できないが、あるいは元代後半から、主事↓中書省検校官↓監察御史という定型化した遷転ルートが存在していたのかもしれない。

ところで、なぜ監察御史と中書省検校官とは、遷転上において密接な関係を持っていたのだろうか。この背景を窺わせる史料として、『玩齋集』巻七、「福建行省検校官題名記」には、

且御史歳一視案、遇小過輒有讓。与其讓於御史、曷若補其闕遺、使無讓哉。然則檢校独非諸曹御史乎。諸曹以御史待檢校、則檢校益当知所以自重矣。

と述べられている。監察官たる監察御史は年に一度文書検査（照刷）を行うが、文書の些細なミスを検察御史に咎められるよりは、事前にそのミスを指摘して訂正し責められないようにした方が良く、そのため検校官は諸曹における監察御史のようであるとする。同様に『丹崖集』巻八、「故福建等処行中書省検校官高君墓誌銘」には、

省有検校、職視台察、繩愆糾違、君実有法。

とあり、検校官の職掌は監察官になぞらえられるものとする。さらに、『羽庭集』巻五、「送江浙行省検校官章君彦復序」では、

資班僅七品、而関繫甚重、視御史特少黜陟之柄耳。

と記され、その職掌は監察御史と比較してただ弾劾・推挙の権限を欠いているのみと

している。これらの史料の記載から、検校官は監察官たる監察御史に比せられる存在であり、その近似性が認識されていたことが窺われる。『金華黄先生文集』巻一四、「蘇学士画像記」に、

擢中書検校官、鹽吏曹資序失当四十余事、覈戸工兩曹過用錢幾四十万緡・米六百余石、斥去賊吏二十余人。或举公材任御史、而執法於中者、以未識公為疑。人謂当詣謁、公曰、以謁得御史、可乎。

として、蘇志道が検校官に在職していたとき、吏部の銓選の不当や戸部・工部の錢糧の過大支出、悪質な胥吏の問題等を次々と摘発した。そのため蘇志道を監察御史に推薦しようという動きがあつたが、御史台官は彼を知悉していなかったため、自分を売り込むよう勧めた人もいたが、蘇志道はそれを拒否した。このエピソードから、検校官の任務が監察御史と重なり、それが御史への転任につながる材料となり得るものであつたことが推測される。

ところで、監察御史には、百官の不法の摘発・弾劾や言事官としての役割と並ぶ重要な職権の一つとして、「照刷」なる文書検査業務が存在した。この照刷の目的は、例えば『元典章』六、台綱卷二、照刷、「行省令史稽遲監察就断」条に、

至元二十九年二月、行御史台劄付該、「准御史台咨、『至元二十八年十二月十一日、也可怯薛第三日、紫檀殿西南上有時分、奏過事内一件、各処行省文卷、每年台裏差監察照刷去来。裏頭尋出令史每錯了・遲了底勾当来呵、取了招伏、回来這台裏定了罪過。（下略）」

至元二十九年二月、行御史台の劄付の概略に、「准けし御史台の咨文に、『至元二十八年十二月十一日、イエケケシクの第三日、紫檀殿の西南にいる時に上奏した事案の内的一件に、各処の行省の文書は、毎年行台から監察御史を派遣して検査に行かせていた。その中で令史たちの（文書の）錯誤や（業務の）遅滞を発生することがあつたら、供述を取つて行台に帰還して処分を定めた。（下略）」

とあるように、内容の不備や処理の遅滞を洗い出すことであり、極めて実務性の強い職責であつた。これは検校官の職掌と全く同一のものである。あるいは、官僚の非違や不法を摘発するという任務も、その結果は地道な文書検査によつてもたらされる点が多分に存在するであろう。恐らくは相互が文書行政の運用面に深く関与する実務官の性格を強く帯び、その職掌が近似していたことが、遷転面において検校官と監察御史を結びつけた理由の一端ではなかつたかと考えられる。

おわりに

以上に拙稿においては、元代の監察御史は六部主事や中書省・樞密院・御史台都事といった、国家行政の中枢機関の実務を掌握する首領官と遷転上深い関係を有していたこと、監察御史が照刷という文書点検業務を主要な職責の一つとしていたことから、元代監察御史が実務官の性格を備えていた可能性を指摘した¹⁵⁾。本稿で明らかにした検校官の遷転上の特性は、元代監察御史が実務官的存在に傾斜していたという可能性を補強する、一つの例証になりうるものと考えている。

註

- (1) 牧野修二『元代勾当官の体系的研究』（大明堂、一九七九年）、許凡『元代吏制研究』（労働人事出版社、一九八七年）
- (2) 例えば、蕭啓慶氏は元代において通訳・翻訳を担当した通事と訳史に対し、来源や人員構成、出身民族等について検討を加えられたが、その中で任用規定や実際の就任者についての履歴のデータを提示して分析され（『元代的通事与訳史——多元民族国家中的沟通人物』（『元史論叢』六、一九九七年）五一～六一頁）、櫻井智美氏は江浙行省の儒学提举司についての論考の中で、任官者の遷転の状況について言及され、その特徴を指摘されている（櫻井智美『元代の儒学提举司——江浙儒学提举を中心に——』（『東洋史研究』六一―三、二〇〇二年）五七～七〇頁）。
- (3) 拙稿「元代吏員出身者の昇進について——省掾を中心に——」（『大正大学東洋史研究』二、二〇〇九年、以下拙稿Aと略）・「元代上級首領官の遷転について——中書省・樞密院・御史台都事を中心に——」（『三康文化研究所年報』四一、二〇一〇年、以下拙稿Bと略）
- (4) 張帆『元代宰相制度研究』（北京大学出版社、一九九七年）一六二～一六四頁、李治安『行省制度研究』（南開大学出版社、二〇〇〇年）三四～三五頁。
- (5) 註の(4)、張帆前掲書、一六三頁。
- (6) 『玩齋集』卷七、「福州行省檢校官序壁記」では「至元二十八年、始設檢校官二員。又明年增至四員」とあり、増員が行われたのは至元二八年の翌年＝至元二九年とされている。
- (7) 註の(4)、李治安前掲書、三四頁。

元代の検校官について

- (8) この部分、原文では「校檢官」となっているが、校註本の校勘に従う。
- (9) ここでの「已除」とは、「已除未任」、すでに職事官に叙せられたものの、任にっていない者（註の(1)、牧野前掲書、一八六頁参照）の意か。また「到選」の語の意味は、恐らくは再任願いを提出したものの未だ次の職位が審査中で、ポストが決まっていない状態を指すものと推測される。
- (10) 植松正「元末浙西の地方官と富民——江浙行省檢校官王良の議案をめぐって——」（『史窓』五六、一九九九年）
- (11) 註の(3)、拙稿A、一二六～一二八頁。
- (12) 司計は戸部に、司程は工部に置かれた官であるが（『元史』卷八五、百官志一、戸部・工部条）、『通制条格』卷一四、倉庫、計点の延祐二年十月条によれば、「照得至元二十八年五月十七日奏准、「戸部・工部的勾当多的上頭、去年桑哥等辦集勾当上頭、十二箇舍人委付來。俺商量得、部裏舍人行的体例無有。員外郎之下教做正七品司計・司程委付呵、怎生。」麼道、奏呵、「恁的勾当有。那般者。」聖旨了也。欽此。又一款、「諸倉庫凡合関防・照勘・催举事理、從戸部於見設司計内選差廉幹二名、毎月分臨倉庫、置簿專一檢校、合就催者就催、合申部者申部。其八作司簿斂庫應催举・照勘・関防者、工部差司程一員依上理合。」とあり、クビライカアン治世末期に専権を振るったサンガによって、戸部・工部に置かれた二人の舍人に代わって、至元二八年に設置され、その役目には倉庫や八作司の文書を監査し、業務の進行を促すといったものが含まれていたようであり、検校官の職掌と類似する。
- (13) 註の(3)、拙稿A、一二八～一三〇頁と拙稿B、二一九～二二〇頁。
- (14) 註の(3)、拙稿Bを参照。
- (15) 拙稿「元代監察御史の性格について——職掌と遷転面との関連を中心に——」（『大正大学東洋史研究』三、二〇一〇年）

附表

氏名	任官年代	前任官	転任先	典拠
張思明	元貞元年	湖広行省都事	戸部主事	『元史』卷177、張思明伝
賈馴	大徳初年以前	戸曹主事	右司都事	『中庵集』卷9、「鄒平賈氏昭先碑銘」・『国朝文類』卷18、「賈侯修廟学頌」
郭明德	大徳初	樞密院都事	工部員外郎	『滋溪文稿』卷11、「故少中大夫同僉樞密院事郭敬簡公神道碑銘」
陳惟徳	至大2～皇慶元年の間	中書架閣管勾	陝西省左右司員外郎	『歸田類稿』卷10、「贈中順大夫河内府知府上騎都尉潁川郡伯陳公神道碑銘」
蘇志道	皇慶元～延祐4年の間	中書省掾史	刑部主事	『道園類稿』卷44、「嶺北行省左右司郎中蘇公墓碑」・『至正集』卷47、「勅賜故中憲大夫嶺北等処行中書省左右司郎中贈集賢直学士中大夫輕車都尉追封真定郡侯蘇公神道碑銘」
黄肯播	延祐4年以前	中書掾	吏部主事	『滋溪文稿』卷15、「故奉政大夫遼陽行省郎中黄公神道碑銘」
郭郁	延祐5年	知浮梁州事	知高郵府	『運使復齋郭公言行録』卷首
李規過	延祐6年	湖北廉訪司知事	徽政院都事	『民国長清県志』卷10、「長清県李氏栄碑」
趙師魯	延祐7～泰定中の間	工部主事	監察御史	『元史』卷176、趙師魯伝
王文若	至治2年以降	兵部主事	監察御史	『滋溪文稿』卷13、「礼部員外郎王君墓誌銘」
馬繩武	泰定2年以前	刑部主事	監察御史	『道光壺関県志』卷9、「贈朝列大夫同僉太常礼儀院事騎都尉追封扶風郡伯馬氏之先徳碑記」
宋彦	至正元年以前	戸部主事	工部員外郎	『民国寿光県志』卷13、「元贈朝列大夫追封寿光郡伯宋公墓碑」
白守忠	後至元6年以降か	丞相掾		『至正集』卷66、「復庵白先生誄」
成遵	至正2年	太常博士	監察御史	『元史』卷186、成遵伝
楊鑄	至正初年以後	広東帥府都事		『王忠文公文集』卷2、「楊季子詩序」
賈魯	至正初年以後	燕南山東道奉使宣撫幕官	監察御史	『元史』卷187、賈魯伝
李思敬	至正5年以前	工部主事	監察御史	『道園類稿』卷45、「河東李氏先栄碑」
神保	至正7年在職		監察御史	『至正集』卷61、「故奉政大夫淮西江北道肅政廉訪使贈嘉議大夫礼部尚書上輕車都尉追封恒山郡公諡正肅普顔公神道碑銘」
馬世徳	至正11年以前	監察御史	庸田僉事	『青陽先生文集』卷3、「合淝修城記」・『金華黄先生文集』卷43、「馬氏世譜」
程徐	至正12～至正21年の間	戸部主事	監察御史	『新安文獻志』卷71、「積齋程君端学墓誌銘」・『秘書監志』卷9
周浩	至正22年以前	御史台照磨	監察御史	『玩齋集』卷10、「甌寧県太君彭氏墓誌銘」・『圭齋文集』卷7、「後林周氏譜序」
全普庵撤里	至正間か		監察御史	『元史』卷195、忠義伝三
武履常	?	工部司程	順徳鉄冶提挙	『道光章丘県志』卷14、「陽丘武氏昭先碑銘」
崔思義	?	戸部司計	宣徽院經歷	『永楽大典』卷2744、「大元新城崔氏先徳之碑」
周仲	?	工部主事	工部員外郎	『柳待制文集』卷11、「元故太中大夫海道都漕運万户周公墓誌銘」
張策	?	管局都事	監察御史	『順治楽陵県志』卷8、「吏部尚書清河郡伯張公神道碑銘」
韓希孟	?	都功德使司都事	監察御史	『至正集』卷50、「故奉直大夫僉河北河南道肅政廉訪司事贈朝列大夫秘書少監騎都尉高陽郡伯韓公神道碑銘」
邢温	?	戸部主事	監察御史	『至正集』卷59、「故嘉議大夫東昌路総管兼本路諸軍魯魯総管内勸農事邢公墓誌銘」

本論文は、元朝の官僚に対する人事行政―銓選制度―、その中の特にこれまで先行研究の蓄積に乏しかった、元代官僚制の最大の特徴の一つである吏員出身者の資品官への入流後の昇進経路の問題を検討したものである。科挙が官僚供給源としての機能をほとんど果さず、「官」と「吏」の関係が曖昧とされる元朝において、エリートコースと見なされる官職は他の時代と比較して変化は存在するのか、そして元朝が一体どのような思惑のもとに官僚を配していたのか、その構造の一端の解明を目的とした。

第一章では、主題である吏員出身者の銓選についての考察の予備段階として、官僚の任期満了証明書たる「解由」なる文書の機能を検討し、銓選運用の際の基礎となる官僚の任命手続きの問題について考察を行った。解由には当該官の出身・履歴、在任中の業績や失策・不正行為、後任官との引継ぎの完了などの多岐にわたる項目について詳細に記さねばならなかった。また解由の発給に際しても、幾重にも渡る綿密な事実確認作業や連帯責任の賦課など、厳密な手続きを踏む必要があるが、元朝は可能な限り正確な形で人事管理を行おうと企図したが、その根底にあるのは漢民族官僚に対する不信感であり、元朝の官僚制運用を考えるに際し、異民族支配という事実を無視できないことは、改めて指摘できる。

第二章では、元朝の吏員体系の頂点に位置する「省掾」なる官職の、資品官への入流後の昇進傾向について分析した。省掾の主要な来源は、文資職官と御史台や樞密院、その他の随朝高級諸衙門の令史であった。省掾の入流先は昇進規定上有利な内任官が主であり、また都事や経歴、主事といった「首領官」系への就任が多数を占めるが、その中でも主事就任者が全体の四割近くに上る。主事は文書処理など六部の実務を統括する立場にあるが、その来源は省掾経験者が中心であり、主事は省掾出身者の初任ポストとして位置を有していた。この主事からの昇進ルートは、中央主要官庁の実務系ポストや監察御史が多い。特に監察御史は昇進体系上優位な地位を占め、またカアンや中央の有力者と繋がりを得る機会にも恵まれる、政治的に非常に重要な官職であった。ここから省掾―主事―監察御史という昇進パターンが、吏員出身者のエリートコースの一つとして機能していた可能性を指摘できる。また監察御史が文書検査など行政実務官としての性格を保持していたことが、省掾の主事出職者が高率で監察御

史に就任する理由であることを推測した。

第三章は、元朝の政治運営の中核である中書省・樞密院・御史台に所属する首領官である「都事」に焦点を充て、その昇進上の位置を考察した。省・院・台都事は官品上は正七品の卑官ながら、首領官の主要な職責である実務担当という側面以外に、政策審議への参加やカアンに対する上奏に参与する権限を有し、カアンや宰相が信任する者が充てられ、都事はいわば「官」と「吏」の両方の性格を保持していた。省・院・台都事は昇進面においても特殊な位置を占め、官品上の序列と関わりなく上位の品級を持つ官から多く選任され、また転任に際しても正五品の六部郎中や正四品の肅政廉訪司副使・六部侍郎といった高官に抜擢される事例が多く、通常の昇進規定の適用を受けない優良ポストであった。都事経験者はその後の昇進経路も中央・地方の主要衙門の要職を回り、最終的には宰相クラスの頭官に到達する道も開かれ、吏員出身者にとっては捷路と目睹される官職であった。さらに都事は監察御史と人事交流上密接な関係を有していたが、これによって地方を巡察して各地の官僚の動静や民情を把握した人物を、中央の枢要衙門の実務担当官に充てることにより、漢地に対する支配を貫徹しようとする、元朝統治者の意図を窺うことができる。

結論としては、元代官僚のエリートコースは他の時代と比較して大いに様相を異にし、吏員から入流した官僚の中で高官に達する者は六部主事や省・院・台都事といった実務面を担当する官職を履歴し、また昇進に大きな影響を与える監察御史も、前代までとは異なり行政実務官な職掌を担い、主事や都事と人事交流上緊密な関係を持つようになる。こうした吏員出身者の昇進コースに大なる影響を与えた官職が、いずれも行政実務に深く関与するものであったことは、元朝の行政運用の性格と密接に関わるものであったと言える。元代の官制は、宋代のその錯雑とした部分を結果的にある程度整理し、次の明代への引継ぎの役割を果たしたと考えられる。